

児童生徒の指導に係るルール

県立のじぎく特別支援学校

1 児童生徒への全般的な面談や相談等の実施方法について

- (1) 原則として、面談や相談等は校内又は保護者在宅の児童生徒宅・入所施設で実施する。その他の校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- (2) 児童生徒の面談・相談等は、複数の教職員により情報を共有し、組織的に対応する。やむを得ず1対1で行う場合は、実施場所の窓や扉を開けるなど、実施場所の環境に十分に配慮する。
- (3) 移動手段は、原則として、自家用車には児童生徒を乗せない。
- (4) 教育上の配慮から特定の児童生徒と密接な行動を共にする必要が生じた場合（自動車同乗を含む）は、管理職に連絡し、組織的な体制を取り対応する。

2 児童生徒間での携帯電話又はメール・SNSの使用について

児童生徒へ連絡を行う場合は、児童生徒の携帯電話には行わず、保護者を介して行う。また、児童生徒と携帯電話またはメール・SNSを利用して私的なやりとりは行わない。教育活動上、それらを介した連絡が必要となる場合は、最小限の事務的な使用とし、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得て、複数の教職員により、情報を共有し、透明性を高める。